

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:山口 勇)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。6 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.famic.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	
(1)組織体制の強化	A	
(2)業務運営能力の向上	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	
(6)人件費の削減	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	
(9)情報提供業務	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	
(5)肥料関係業務	A	
(6)農薬関係業務	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	
(8)土壤改良資材関係業務	A	
(9)食品表示監視業務	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	
(11)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	
(12)農林物資の格付業務	A	
(13)国際規格に係る業務	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	
(15)依頼検査	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	-	
(19)国際協力業務	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	

(3)自己収入の増額に係る取組	A
4.短期借入金の限度額	-
5.重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときは、その計画	-
6.剰余金の使途	-
7.その他業務運営に関する事項	A
(1)施設及び設備に関する計画	A
(2)職員の人事に関する計画	A
(3)積立金の処分に関する事項	A

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、S評価となった「食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組」並びに業務実績がなく評価の対象外とした「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「平成19年度業務実績評価の取組について(平成20年7月14日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)」を踏まえ、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政・独委)」及び「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」並びに「平成18年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年1月31日政・独委)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。
--

(2)項目別評価

評価項目	(1との関与)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、センターの現状の課題である統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 ○ 本部の各部及び各地域センターにおいて、一般管理部門及び企画部門を除くすべての部署にスタッフ制を導入。 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり2件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用。 牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム 前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム など 	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センター全体として取り組むべき課題を選定するとともに、プロジェクトチームを設置し、調査分析等を次のとおり効率的かつ効果的に実施。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> 牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が特許を有するDNA検査用試薬(プライマー)を含む肉骨粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなどの両部門の連携のもと迅速に効率的かつ効果的な検査を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 小項目のうち1項目がS評価であったが、各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 S評価としたプロジェクトチームの設置については、飼料検査部門の有する分析技術を食品に応用するなど、統合メリットを活用して取り組むことにより、消費者の信頼の確保に貢献しているものと評価できること、その他の小項目の達成状況等を総合的に勘案した結果、S評価とする。
自己収入の増額にかかわる取組	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成19年度予算額を上回る自己収入(9,086,496円)を得た。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 中期目標において、統合メリットを發揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることが示されており、その取組の一つとして肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法等の法令に基づく届出等の窓口業務及び消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を全国の地方組織に設置することとしている。評価結果においては、職員研修の実施、ホームページ等を活用した周知及び窓口業務に係る規程類の作成等が計画どおりに行われたことをもってA評定が付されているが、そのような高い評定を行う場合は、単に取組を行ったことだけでなく、その結果優れた成果が得られたことについて説明される必要がある。今後の評価に当たっては、取組が実施されたことに伴うアウトカムにも配慮した評価を行うべきである。
- 中期目標において、統合によるメリットを發揮させるため、肥飼料、農薬及び食品それぞれの検査部門が持つ検査等業務に関する知見やノウハウを結集し、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入を行い、食の安全と消費者の信頼の確保に資するという観点から取組を行うことが示されており、その取組の一つとして、業務実績報告書において食品検査部門及び肥飼料検査部門の連携による牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム等2チームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施したことについて記載されている。これに対し、貴委員会はS評定(効率的かつ効果的に実施し、特に優れた成果が得られた)としており、当該評定を付した根拠として、「牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び肥料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が特許を有するDNA検査用試薬(プライマー)を含む肉骨粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなど、両部門の連携のもと迅速に効率的かつ効果的に検査を実施したことは高く評価できる。」としているが、この例をもって特に優れた成果が得られたことになるのかが明確でない。今後の評価に当たっては、評定のレベルに合った優良な事例を明らかにするなど最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.ncss.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(3)種苗検査業務の効率化					A	A	
(4)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(8)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	B	A	B	B	A	A	
(9)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	S	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)指定種苗の集取業務の質の向上							
(7)指定種苗の集取及び立入検査等の業務の質の向上	A	A	A	A			
(8)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の借入に至った理由等	A	-	-	A	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	-	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成19年度事業は、大項目について全てがA評価となったこと、整理合理化計画での指摘事項へも的確に対応がなされていること等を総合的に勘案し、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)ものと判断する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 培養系母本をもとに北海道中央農場、十勝農場、婦恋農場において急速増殖技術の実証試験を引き続き行うとともに、実証試験の結果を踏まえ、北海道中央農場及び婦恋農場において網室生産に代わり、移行可能な全ての品種(49品種及び11品種)についてミニチューバー生産に移行。 独立行政法人整理合理化計画に即し、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会での協議結果等を踏まえ、平成20年度から、新たに民間企業において生産意欲のある加工用新品種(アンドーバー)について原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行するとともに、種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を実施する方針を決定。 沖縄農場における19年春植原原種用基本種生産の全てについて、茎節苗に代わり増殖率の高い側枝苗による増殖に移行した。また、19年夏植原原種用基本種生産の一部についても側枝苗による増殖に移行。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ原原種生産において、北海道中央農場及び婦恋農場の移行可能な全ての品種をミニチューバー(培養系母本をもとにした急速増殖技術)生産に移行し、迅速化・効率化を果たしたことは評価される。なお、同技術を進めるに当たっては、培養変異やコストについて留意されたい。 ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行について、民間企業の元だね生産への参入に向けて関係者が協議し、平成20年度から一物品種の元だね生産部分を民間に移行する方針を決定するなど、着実に進められている。 さとうきび増産プロジェクト基本方針に即し側枝苗による増産体制の整備を進めていることは評価されるが、他方、県の需要量の急減によりさとうきび原原種の単位当たり生産コストが14%上昇しており、今後の需要動向を踏まえ改善策を講じる必要がある。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験結果報告の迅速化のため、進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、出願点数の多い種類の作業分担の明確化等の取組を進め、栽培試験終了後から栽培試験結果報告書提出までの平均提出期間を3.1か月(前年度4.2か月)とした。 農林水産省からの要請に基づき、栽培試験方法等の検討を行い、10種類の植物について栽培を開始。 新規植物の審査基準案の平均作成期間は7か月となり、前年度(8か月)より1か月短縮。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験結果の報告期間の短縮については、前年度に比べ1.1か月短縮され評価されるものの、目標達成には至らなかった。その理由として、多くの品種を担当する農場での報告書の作成に時間を要していることがあげられるが、センター全体の事務支援体制の確立等により解決できると期待する。 栽培試験対象作物の種類の拡大について、10種類拡大し、目標の2種類程度を大幅に上回ったことは栽培試験体制の強化に資するものであり、S評価と判断した。 新規植物の審査基準案の平均作成期間を7か月に短縮し、目標の1.5年以内を大幅に上回る達成状況となるとともに、前年度の8か月よりもさらに短縮されたことは、品種登録期間の短縮につながるものであり、S評価と判断した。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は支出の節減にあたり次の事項に積極的に取り組んだ。 削減については一般競争契約を原則として本所で対応可能な契約については全て本所で実施することにより効率化を図った。 水道光熱費及び通信運搬費については継続した節減目標をたて、全農場へ情報提供し節減意識を高め効率化を図った。 施設整備補助金による工事3件については全て自主施工とし、施設の構造及び配置等について専門家の意見を取り入れて、より効率的な施設を設置した。 工事と物品類について分けることができるものについては、分割し一般競争することにより経費の節減を図った。 業務移転した知覧農場、ばれいしょ生産附带業務を終了した八岳農場をはじめ各農場の遊休機械の機能等を調査し、他農場に管理換えすることにより効率的に利用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金は効率的に使われており、経費節減の取組として、一般競争を原則とする契約の実施、一括又はブロック契約による効率的な執行に努めている。また、競争入札及び随意契約等の執行状況については、監事による定期監査において執行状況についてのチェックを受けるとともに、ホームページで公表しており、入札及び契約を適正に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nlbc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化(H17までは「業務運営の効率化」)	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	-	-	-	-	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	-	-	
(5)他機関との連携	A	A	A	A	-	-	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	A	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	-	-	-	-	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	S	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.剰余金の使途	-	A	-	A	-	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目についてはS評価 1 項目、A評価 108 項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- S評価となった特筆すべき事項に加え、業務の重点化や財務分析、経費縮減の取組、組織体制の見直しなどの取組等の業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上における着実な公共サービスの実施、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組、独立行政法人整理合理化計画を踏まえた措置等を総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 実験用ウサギ	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 実験用ウサギについて、緊急時に対応するための凍結受精卵の生産・確保を行い、19 年度末に種畜供給業務を中止し、計画を前倒して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • A(計画どおり順調に実施された)。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 候補種雄牛等の生産・供給	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 遺伝的能力評価値に基づき、総合指数上位 1%以内の国内優良雌牛を活用して雄子牛を生産・導入するとともに、ドナー検定や未經産採卵技術等を活用して雄子牛を生産し、期待育種価の高い候補種雄牛 35 頭を選抜して確保するなど、計画通り順調に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 13 年度から取り組んでいる畜産新技術を活用した新しい候補種雄牛生産システム(ドナー検定システム)により、国内の遺伝的能力評価における総合指数第一位の後代検定済種雄牛を作出し、また、インターブルの国際評価において、センター所有牛が、一定以上の信頼度が確保されている世界中の種雄牛約四万四千頭の中で乳脂量の遺伝的能力評価第 11 位にランク付けされたように、畜産新技術を活用しつつ効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給した結果、優れた成果が得られていることからS評価に値すると評価した(S)。
予算、収支計画及び 資金計画 財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> • 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画通りであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより予算に対して約 167%、諸収入については農畜産物売代のうち家畜売払代(肉用牛)、製品売払代(牛乳)及び精液売払代(乳用牛)が当初の計画より伸びたことにより約 73%それぞれ増収になった。 	<ul style="list-style-type: none"> • この項目に属する評価は、個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。(A)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 候補種雄牛等の生産・供給事業については、中期計画の中で、「国内の優良雌牛を活用した的確な計画交配の実施等により雄子牛を生産する」、「効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給する」とされており、平成 19 年度の業務実績報告書では、遺伝的能力評価値に基づき、総合指数上位 1%以内の国内優良雌牛を活用して雄子牛(48 頭)を生産・導入するとともに、ドナー検定や未經産採卵技術等を活用して雄子牛を生産し、期待育種価の高い候補種雄牛(35 頭)を選抜して確保するなど、「計画どおり順調に実施した」とされている。本事業について貴委員会の評価結果では、NTP(国内の遺伝的能力評価における総合指数)第1位の後代検定済種雄牛を作出したこと、インターブルの国際評価において、センター所有牛が遺伝的能力評価第 11 位にランク付けされたことにより、優れた成果が得られたとしてS評定(計画を大きく上回り、優れた成果が得られた)に値するとしている。しかしながら、この分野における国の設置する唯一の機関である本法人の成果として、最上級の評定に値するとの判断について、十分な説明がなされていない。今後の評価においては、法人に求められている能力水準を明確にした上で、当該能力水準を踏まえたその業績と評定の関連性について、十分な説明責任を果たす努力をすべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:藤 英俊)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	/	/	/	/	A	A	
(2)教育研究業務の効率化	A	A	A	A	/	/	
(3)業務の効率化	/	/	/	/	A	A	
(4)事務の効率的処理	A	A	A	A	/	/	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	B	A	
(3)就職対策の充実	/	/	/	/	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動	A	A	A	A	/	/	
(6)学生生活支援等	/	/	/	/	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)	A	A	A	A	/	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加	A	A	A	A	/	/	
(3)資金の配分状況	A	A	A	A	/	/	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	-	-	-	-	-	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	/	/	/	/	A	A	
(1)施設・船舶・設備等整備	A	A	A	A	/	/	
(2)人事計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	/	/	/	/	-	-	
(4)情報公開、保護	/	/	/	/	A	A	
(5)環境対策・安全管理推進	/	/	/	/	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 「大項目の評価結果」すべてが「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進捗していると認められるから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 水産に関する体系的・総合的な教育 <ul style="list-style-type: none"> a. 独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組するにあわせ、水産流通関連科目の充実強化を図った。 b. 水産業を巡る最新の情勢や新しい研究成果を適切に反映させるため、全科目の授業内容の再点検を行い、教育内容の充実を図った。 c. 他学科科目の円滑な履修を引き続き促進し、水産に関する総合的な教育を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも数が多い必要はないと思うが、一般的な科目との違いを強く出し、水大校らしい特色を明確にした科目群にしてほしい。また、学生にもそれがわかるようにしてほしい。

就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度卒業・修了者の水産関連分野への就職率(内定者ベース)は、76.2%で、前年度に引き続き目標の75%以上を確保。 就職対策検討委員会等での協議・検討等に基づき、運営会議及び部科長会議において本校全体の就職対策方針の明確化を図り、教授会・学科会議等を通じて、すべての教職員に周知徹底。また、就職対策検討委員会等のメンバーが、それぞれ役割分担しつつ協力し合い、大専校全体での取組と学科での取組の効果的な連携を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職率及び水産関連分野への就職率は高く、学生への就職支援は適切に実施されていると評価できる。 専攻科修了生の水産業関連への就職率70%は少し低いのではないかと。本科生以上の努力が必要と思われる。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「水産大専校研究報告」を計画的に発行及び研究成果を分かりやすく紹介するパンフレット「水産大専校の最近の研究成果から」を作成・配布。ジャパン・インターナショナル・シーフードショーなど産学公交流イベント等に積極的に参加し、成果の公表・普及を図った。 広く国民一般を対象とした公開講座「知らなかった！マグロの資源と消費の現状」を平成 19 年 10 月に開催。最新鋭の練習船(新耕洋丸)の竣工にあわせて練習船の一般公開等を実施。また、引き続き、地元水族館において、周年にわたり、オープンラボを開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産大専校研究報告の着実な充実が図られていることは評価できる。中期計画に謳っている「よりインパクトの高い発表媒体への発表に努める」に関する客観的な自己評価がない。いわゆる「インパクトファクター」だけがその指標ではないことは十分承知の上であるが、中期計画で謳っている以上、何らかの基準を設けて評価する必要があるのではないかと。
学生生活支援等	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 学生のインセンティブ向上のため、引き続き、各学科の学業成績優秀者を表彰。また、経済状況・学業成績を勘案し、公平・妥当性のある審査を行い、授業料免除制度を適切に適用したほか、規程の一部を改正し、学業成績優秀者に対する授業料免除を拡充。 学生生活支援の取組として、学科クラス担当教育職員等による生活相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス対策を連携して実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活支援の成果については、その対象となる学生及びその保護者にアンケート調査を行うなどして、具体的な証拠を業務報告書に添付して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 専攻科については、平成 19 年度に定員の見直しが行われたところであるが、さらに定員割れの状況が続いていることを踏まえ、今後の評価に当たっては、専攻科への進学希望者数や専攻科における教育ニーズなどを随時把握した上で、カリキュラム・プログラムの適切性や定員の適正規模について検証を促すような評価が必要である。
- 新耕洋丸は平成 19 年6月に竣工しており、中期計画では「特に、平成 19 年度竣工(予定)の耕洋丸代船については、その最新設備等の教育研究等への効率的かつ効果的な活用に努める。」ととされている。しかしながら、評価結果をみると、新造船についていかなる判断をしたかが明確でないまま、単にA評定と評価されている。今後の評価に当たっては、客観的なデータを明らかにした上で評価を行うべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 1,436,682 千円に対し、19 年度 1,431,139 千円(1.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。))以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(4に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成18年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	
(6)行政との連携	S	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	
6.剰余金の使途	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	B	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長トップダウンによる温暖化研究、有機農業研究、多収技術研究の検討を開始するなど、研究強化を図った。温暖化研究では、各研究所で実施する課題のコーディネーターとして研究管理監を機構本部に併任し、研究の効率化・加速化を図った。有機農業研究では、「農研機構における有機農業の在り方に関するワーキンググループ」を組織し、有機農業研究をめぐる問題状況、実施すべき研究課題などについて検討を進め、交付金プロジェクト研究につなげた。また、多収技術研究についてもバイオマス関連の重要な課題として検討を開始した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップのもとで重点化の考え方が明確にされ、温暖化研究、有機農業研究などの課題で研究強化が行われている。また、高度化事業及び科研費などの競争的研究資金の獲得が伸びており、評価できる。効率化に向け、研究組織の見直しを行うための体制検討本部を設置し、小規模研究拠点の研究組織の見直しに係る基本的な考え方を整理した。今後も、共同利用施設の利用実績を上げるとともに保有資産見直しに適切に対応することを期待する。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 人獣共通感染症、新興・再新興感染症等の防止技術と危害要因低減技術の開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザについては、平成19年の国内発生から分離したウイルスの性状を迅速に解析し、これが中国青海湖由来のH5N1亜型ウイルスの系統で、鶏のみならずマウスに対しても高い病原性を持つことなど防疫に不可欠の知見を明らかにした。また、迅速な診断を可能にするためにPCR法によるHA及びNA亜型の迅速判定法の改良を進め、その有効性を明らかにした。さらに、H5N1亜型ウイルスがアイガモやガチョウの羽上皮細胞で増殖することを初めて明らかにし、羽毛を介した新しいウイルス感染経路があることを立証した。 プリオンの試験管内増幅法を改良し、スクレイビー感染ハムスターでPRPscの高感度検出法を確立した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題の高病原性鳥インフルエンザやBSEについては、学術上重要な成果や実用的な成果を得ており、高く評価できる。特に鳥インフルエンザについて国内発生例の解析では乳類に対する感染性を明らかにしたこと、羽毛を介したウイルス伝播の可能性を示したことは、防疫上きわめて有用な知見である。また、スクレイビーの高感度検出法は、診断法開発や発症機序解明につながる成果である。その他、口蹄疫についてワクチン接種豚と自然感染豚の識別法を確立したこと、ブルセラ病やヨーネ病の検査技術の改良、試験データの集積など、重要感染症の防疫体制強化に資する成果をあげていることも高く評価できる。今後も、引き続き人獣共通感染症等の制圧のため、発症メカニズムの解明及び診断・予防技術の開発を着実に進めていくことを期待する。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び農村の担い手として意欲のある多様な学生の確保に向け、幅広く情報提供、募集活動等を行うとともに、推薦制度の拡充、試験回数・会場の拡大など入学試験の見直しを行い、前期・後期・3月期入学試験を実施した。3回合わせた入学試験の応募者は39名で36名が合格、入学者は31名にとどまったが、新教育課程の特色について精力的に周知を図った結果、農学系以外の大学卒業者等を含む従来にはなかった多様な意欲のある入学者を確保することができた。 18年度までの入学者に対し、農業者による特別講義等により就農意欲の醸成を図るとともに、演習における先進経営の事例研究、卒業論文作成指導等を通じ、円滑な就農への指導等を行った。この結果、19年度卒業生の就農率は94.7%となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生の就農率は約95%と高く農業者育成という本来の目的を達成している点は、評価できる。しかしながら、入学者数は31名と目標(定員40名)の80%弱にとどまっている。本年度とった学生獲得のための諸措置とその効果を踏まえて改善を進め、次年度以降、既定の入学者数を確保することを期待する。また、入学者数が目標に達しなかったことに鑑み、教育手法や教育内容について、常に妥当性を確認し必要な場合は見直すことを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の中期計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間となっている。本法人はその2年目に当たる19年度において、中期計画で自ら定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務事業について、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」ことについて、本格的な検討を開始したところである。このことについては、「すぐに着手できる福利厚生関係事務等の一元化については18年度に進めたところであるものの、さらなる効率化を図る上での基本計画は策定途上である。また、この取組が完了するのは次期の中期計画終了時となる27年度である。」旨の説明も受けたところである。しかし、貴委員会は、中期計画の当該事項について、当該事業年度に法人がどのような成果を挙げたかという点については言及がないまま、検討を開始したという事実を評価し、当該事項が評価されている項目全体の「研究資源の効率的利用及び充実・高度化」をA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。以上を踏まえると、検討にとどまるものを評価するだけでなく、その成果や現段階の計画の進捗状況も踏まえて評価を行うべきである。また、近接する拠点での事務事業の一元化、それを踏まえた組織の見直し等の取組を促していくような評価も必要である。
- 平成20年度より新たに開校した農業者大学校に係る今後の評価に当たっては、応募者の経年推移を注視し、農業研修教育に関するニーズなど具体的なデータを随時把握した上で、募集対象者の適切性や定員の適正規模について検証を促すような評価が必要である。

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	B	B	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	/	/	/	/	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	/	/	/	/	A	A	
(6)連携、協力の促進	A	A	A	A	/	/	
(7)管理事務業務の効率化	A	A	A	A	/	/	
(8)職員の資質の向上	A	A	A	A	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×5	A×5	A×5	A×5	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	B	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護	/	/	/	/	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	/	/	/	/	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と 反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価検討委員会で課題評価実施方針の見直しを図り、1次、2次評価検討会に加えて、新たに課題評価判定会を設置し、評価結果の分析や重点化課題の選定を行うこととした。 研究の質と量や達成度に加えて、研究成果の普及・利用状況の把握、費用対効果の視点や研究成果の波及効果を加味した評価方法へ見直し、評価基準を明示。 その結果、3課題(12%)がS、22課題(85%)がA、1課題(3%)がBと評価。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課題評価判定会を設けるなど、体制や方法を見直し、自己評価・点検を実施しており、評価できる。研究の実用化に向け、段階ごとに成果を取りまとめ、評価を行い、評価結果を反映させていく適切な研究管理を実現することを期待する。また、その際は成果の普及利用状況や資源投入の有効性分析を活用して効果的効率的な業務運営を実現することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させ、また、一般職員の業績評価については試行を行うなど進展があったが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなかった。
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般研究費については、中期計画課題遂行のため各研究センター・ユニット等の規模に応じて配分する「基本研究費」、特に重点的支援が必要と考える研究者等に対して柔軟に再配分可能な「研究領域長裁量研究費」、費用対効果の観点から特に高い成果を挙げた課題等に配分する「重点配分研究費」の3種目に分けて配分。 科学研究費補助金については、88件の応募に対し23件が採択され、採択率は26%。獲得金額は173百万円で18年度143百万円より増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算の重点配分、事業の重点実施を行ない、また、外部資金も獲得を大幅に増やしており、評価できる。引き続き外部資金獲得に向けて取り組むことを期待する。オープンラボとしてのマイクロアレイ解析室が設置され外部からの利用が行われているが、このような共有化、開放型研究施設の効率的利用を進めることを期待する。組織見直しでは、ニーズに対応して中期計画を変更して研究対象としたダイズゲノムについて、特命で設置していた研究チームを基盤研究領域に位置づけ、体制を整備することで重点的継続的な研究実施を可能にした。
海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> イネゲノム及びポスト・イネゲノムシーケンス研究等における国際協力、連携 カイコゲノム研究等における国際協力、連携 ブタゲノム研究等における国際協力、連携 	<ul style="list-style-type: none"> 国際シンポジウムの開催、最先端のゲノム情報データベースの構築、ゲノムリソースの開発、各種ゲノム研究の国際コンソーシアムへの積極的な参加等により、これまで培った国際的なイニシアティブを期待している。こうしたイニシアティブを活用し、一層の発展を期待する。
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページは、毎月約22万アクセスがあり、その内約12万アクセスがMaffin外からのもの。現在、ホームページのトップページをわかりやすい情報発信ができるよう、企画・改修作業中。 研究成果の発表は、査読のある原著論文で388報であり、インパクトファクターの合計値は1,029.148であった。目標数、インパクトファクター総合計値の目標ともに大幅に上回った。 国内特許出願30件と微増ではあるが目標値に近づきつつある。外国出願は16件、PCT出願4件を行った。出願中の特許の内、国内特許15件、外国特許42件が平成19年度中に特許登録された。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、刊行物、イベントなどさまざまな手段により情報発信している。遺伝子組換え作物の市民参加型展示ほ場の開催、県民大学やお茶の水女子大学公開講座での講義など、農業生物資源研究所ならではの特色を生かした双方向コミュニケーションに努め、国民の理解を促進している。ホームページについては、アクセス数こそ増えているが、分かり難く、知りたい情報になかなかアクセスできないなど改善の余地が相当にあり、改修することを期待する。普及に移しうる成果については、現在は件数が少ないが、研究が進展する中期計画期間後半には達成できると見込まれる。原著論文数やIF値を含めたその他の指標はおおむね目標を達成したが、国内特許出願数は目標には達しなかった。良質な権利取得を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 中期目標で示された研究支援部門の合理化に向けての取組について、業務実績報告書において所内の研究推進戦略会議における議論、労働力の流動化及び業者委託の実施等の取組が明らかにされているものの、これらの取組により具体的に合理化された要員や経費については明らかにされないまま、A評定(計画に対して業務が順調に進捗している)が付されており、根拠の説明が不十分である。今後の評価に当たっては、研究支援部門の合理化における特記すべき取組が何であり、その成果が何であるかについて着目して評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐藤 洋平)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.niaes.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化					A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化					A	A	
(4)連携・協力の促進	A	A	A	A			
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A	A			
(6)職員の資質向上	A	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×3	A×3	A×3	A×3	A×6	A	
(2)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護					A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進					B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務全般の実績の確認と評価を行うに当たり、自己評価会議を新たに設け、そこで業務実績の確認を行うとともに、問題点の明確化と対応策の検討を含む評価を行い、その結果を外務委員で構成する評議会に提示し、評価を受けることとした。従来は4月に行っていた評 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の指摘を踏まえ、自己評価の主体が農業環境技術研究所にあることを明確化するとともに、反映できるタイミングで行うなど、自己評価方法を改善した。評価・点検結果をそのまま資源配分に反映するとの方針が明確になっており、実施されている。自己評価・点検

		<p>議会在年度内に開催し、自己評価結果を次年度計画に反映し易い仕組みに変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及に移しうる成果(全43件)について、利用状況の追跡調査を実施。A(経済活動等で活用されている):24件(56%)、B(近い将来、経済活動等で活用される可能性がある):13件(30%)、C(現時点で経済活動等にされていない):6件(14%) <p>など</p>	<p>に成果の普及利用状況や資源投入の有効性分析を加味し、効果的効率的な業務運営を実現することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させ、また、一般職員の業績評価については試行を行うなど進展があったが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなかった。</p>
研究支援部門の効率化及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 研究管理データベースの構築 役員会や所議等各種会議議事録のグループウェアへの掲載により情報伝達の効率化の推進 メールやグループウェアの活用によるペーパーレス化の推進とコピー料金の揭示によるコスト意識の向上 調査及び研究業務の高度化に対応した専門技術・知識の習得を図るため、専門技術職の技術習得を推進 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな取組みにより一般管理費を削減している。アウトソーシングを増やして効率化を加速することを期待する。研究所のデータベースを作成し、一部活用を開始したことならびに所内の研究情報の共有が進展したことは評価できる。技術専門職については業務の高度化を進めている。
海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> モンスーンアジア農業環境研究コンソーシアム(MARCO)の活動として、NIAES 国際シンポジウム「モンスーンアジア農業生態系における侵略的外来生物の実態と制御」をつくばで開催。 MARCO 活動の一環として、中国よりリモートセンシング関係の助教授を2か月間招へい。 東・東南アジア土壌科学連合、アジア・太平洋地域食糧肥料技術センター等との共催で、第8回東・東南アジア土壌科学連合会議「食料生産と環境保全との調和に向けた農業科学の挑戦」を開催し、9名の外国人若手研究者を招へいして、東・東南アジアの土壌科学研究機関や研究者との連携を強化。 国際機関が開催した会議への協力として、延べ8名の研究職員を派遣。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究の実施や独自の外国人研究者招へい、外国人研究者の受け入れなど国際研究機関や研究者との協力、連携は継続している。またIPCCから感謝状が贈られた事実は、農業環境技術研究所のこれまでの貢献の実績がIPCCのノーベル平和賞受賞につながったことを示している。他に先駆けてこの問題の重要性に目を向け、取り組んできたこれまでの業績が国際的に高く評価されたことは、誇るべき成果であろう。平成18年度に設立したモンスーンアジア農業環境コンソーシアム(MARCO)について、国際シンポジウムの開催、研究者の招へい等順調に活動を開始している。しかし、その理念・戦略の策定・明確化、他のコンソーシアムとの比較、効果の評価などが進んでいない。早急に全体像を示すなどにより関係研究者に対する農業環境技術研究所のイニシアティブを確保し、着実にモンスーンアジアにおける農業環境問題を解決していくことを期待する。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・各種団体・大学等からの依頼に応じて、研究者が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫及び植物の分析・鑑定(20件)を実施するとともに、農業環境にかかわる様々な技術相談(330件)に対応。 講習会等については、3件を実施し、受講者数は計127名。 国、地方公共団体、他の独立行政法人、各種団体等から委嘱を受け委員会等に専門家を派遣。委員会等への参加件数(委員会数)は134件。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を必要とする昆虫や植物の分析・鑑定及び多数の技術相談に対応した。講習会の開催数、受講生の人数、行政が行う委員会等への専門家の派遣数は目標値を上回る実績をあげた。土壌保全対策事業の推進などの行政施策に貢献しており評価できる。OECDの共同研究プログラム管理委員会委員等の国際機関へ8名の委員等を派遣した。またIPCCから感謝状が贈られた事実は、農業環境技術研究所のこれまでの貢献の実績がIPCCのノーベル平和賞受賞につながったことを示している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 中期目標で示された研究支援部門の合理化について、業務実績報告書において専門技術員の技術習得、人材派遣の活用及び研究施設等の保守管理の外部委託等の取組が明らかにされているものの、これらの取組により具体的に合理化された要員や経費については明らかにされないまま、A評価(計画に対して業務が順調に進捗している)が付されている(さまざまな取組により一般管理費を削減していることなどが別途、理由としてあげられている。)。しかしながら、法人全体の一般管理費の削減は、法人全体として中期目標に示された目標を達成するための取組の結果であり、研究支援部門独自の成果とは認められない。今後の評価に当たっては、研究支援部門の合理化における特記すべき取組が何であり、その成果が何であるかについて着目して評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:飯山 賢治)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	A	B	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A	A			
(6)職員の資質向上	A	A	A	A			
(7)海外滞在職員等の安全と健康の確保	A	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×2	A×2	A×2	A×2	A×5	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	S	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	B	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護					A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「中期計画評価会議:分科会」、「研究成果情報検討委員会」、「中期計画評価会議:総括評価会」、「外部評価会議」を開催した。18年度と同様に、「外部評価会議」のみでなく「中期計画評価会議:分科会」(専門分野別に9分科会)にも外部評価者(25名)を配置し、より専門的かつ客観的な評価の実施を心がけた。 平成13年度から17年度に報告された研究成果情報のうち17課題について、普及・活用状 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の運営状況や研究内容について、外部専門家・有識者を活用しつつ自己評価・点検を行う体制を構築したが、自らが改善すべき点は何なのか明確にしないまま将来の計画を記述してしまった事項が多いなど、自己評価・点検の実施には改善の余地がある。追跡調査やフォローアップ調査を行っているが、こうした調査結果や個別案件についての相手国の反応状況などをよく分析し、今後の効率的な研究

		況を評価。S:経済的効果・社会的影響が明確にみられる(0課題)、A:経済活動等で活用されている(6課題)、B:近い将来(数年以内)に経済活動等で活用が見込まれる(9課題)、C:現時点で経済活動等で活用されていない(2課題) など	実施につなげることを期待する。次年度予算への反映に向けた作業プロセス、評価結果の指摘事項等をプロジェクト推進計画へ反映させた実績が明確でない部分がある。費用対効果分析や、普及・利用状況調査を含め評価結果を理事長のイニシアティブにより迅速に業務運営に反映することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させたが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなく、一般職員等の業績評価の試行も行われなかった。
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長インセンティブ経費(平成19年度予算額5,000万円)により、競争的・協調的環境を醸成するために、新たな視点、枠組みによる活動を誘導。 平成20年度科学研究費補助金は、32件の応募を行い、5件の交付内定を受けた。科学技術振興調整費は、代表者として2件応募した。受託研究には21件が採択された。民間助成等の外部資金には12件の応募を行い、2件が採択された。 など	<ul style="list-style-type: none"> 理事長インセンティブ経費の理念や選定基準が明確ではなく、今後は重点化対象を明確にして取り組む必要がある。外部資金の獲得件数を伸ばしたことは評価できる。領域長とプロジェクトリーダーの責任分担については更なる改善の余地があり、今後、よく自己点検を行い、対策を検討して改善することを期待する。
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 学術雑誌、機関誌等に140報(査読あり)を発表し、中期計画上の数値目標(112報/年度)を達成。学会、シンポジウム等の口頭発表は234件。 J-FARDと共催してJIRCAS国際シンポジウム「ミレニアム開発目標の達成に向けた我が国農林水産研究者の貢献」を開催。国際ワークショップとして、「アフリカにおける環境ストレスに適応したイネの改良ワークショップ」等計5件を主催又は共催。 9件のプレスリリースを行い、新聞・雑誌・テレビ・ラジオの報道件数は、24件。 など	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、刊行物、イベントなどさまざまな手段により情報発信している。また、国際農林水産業研究センターが蓄積してきている開発途上地域の農林水産業に関する情報等をデータベースとして ホームページで広く国民に公開した。国民との双方向コミュニケーションについては、熱帯・島嶼研究拠点の近くで市民講座を開くなど効率的に実施している。今後、これら事業の効果を踏まえ戦略的に対象を拡大し、幅広い国民の理解を得ることを期待する。普及に移しうる成果、国際シンポジウム・ワークショップの開催、論文数、プレスリリース、特許出願などの目標も達成した。
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 1か月以上の出張者等延べ87名及び医療途上国への出張者延べ92名について、保険会社の緊急移送サービス契約及び緊急時の国外脱出サービス契約を締結。 通信事情の悪いギニア、ニジェール、ナイジェリア、モンゴルへ出張する者に衛星携帯電話を携帯させた。 外国出張者に係る事務手続き及び安全対策等の留意事項をまとめた「外国出張者の手引き」を作成。 など	<ul style="list-style-type: none"> 海外出張者の健康・安全の確保については、所要の健康診断(延26名)及び予防接種(延37名)を実施した。国際農林水産業研究センターによる危機管理マニュアル、必要な情報伝達・指導・管理の体制が整備されるとともに、特に通信事情の悪い国への出張者には衛星携帯電話を持たせるなど、対策を整えている。平成19年度には「外国出張者の手引き」を作成するなど、外国出張者に対する安全対策の強化を図っている。途上国等に派遣される職員が、重大事故や健康被害に遭うことなく活動を続けていることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人: http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	
(1)経費の抑制	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	
(4)管理業務の効率化	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×2 a×16 b×1	
(2)行政機関等との連携	a	
(3)成果の公表及び普及の促進	a	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	
3.財務内容の改善	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	
4.短期借入金の限度額	-	
5.剰余金の使途	-	
6.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	
(2)人事に関する計画	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	
(4)情報の公開と保護	a	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の評定)
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会(以下「分科会」という。)、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)の平成19年度の業務の実績について、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため評価単位を設定し、取り組むべき課題の達成状況を評価し、その結果を基本として総合評価を行った結果、「A」と評定した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費及び一般管理費について、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。旧林木育種センター及び育種場の会計システムサーバ5台と給与支払いシステムを廃止し、本所に一元化することで保守管理費を節減。資金の計画的効率的運用に努め、業務経費及び一般管理費全体で前年度比2.9%を節減。 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標は達成されており、引き続き相乗効果の発揮をはじめ各種取組に努められたい。

産学官連携・協力の促進・強化	1(5) <ul style="list-style-type: none"> 研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間で61件(平成18年度:53件)の共同研究を実施。また、受託研究は111件(同:86件)、大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としては47件(同:43件)の受託・共同研究を進めるとともに、大学、公立・民間試験研究機関に255件(同:280件)の研究委託を行い、研究の効率的実施を図った。 など	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの分野では中核機関となっていることが認められるが、森林・林業・木材産業に係る総合的な中央研究機関として、研究成果の発現を現場が渴望していることを念頭に、より幅広い分野において関係各機関との連携に強力なイニシアチブを発揮し、産学官の連携を積極的・戦略的に進められたい。 																								
林木の新品種の開発	2(1) <ul style="list-style-type: none"> 雄性不稔スギ品種1品種、花粉の少ないスギ品種10品種、花粉の少ないヒノキ品種39品種、アカマツ及びクロマツのマツノザイセンチュウ抵抗性品種あわせて30品種、計80品種を開発するとともに、人工交配及び検定等以下の業務を推進。 など	<ul style="list-style-type: none"> 目標を大きく上回る品種が開発でき、花粉症対策では採種園の構成に十分な品種数が得られたこと、また精英樹と同程度の成長を示す雄性不稔スギ等優れた形質を持つ品種を開発できたことは、長年にわたる地道な業務への取組によるものであり、また、花粉症問題に対する育種部門における成果として高く評価できる。また、個々の課題についても着実な進展が認められる。 																								
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(8) <ul style="list-style-type: none"> 林業用種子の発芽効率の鑑定(61件)、線虫検出検査(60件)、木材の鑑定(50件)、難燃剤を注入した木材の燃焼量測定試験(16件)、昆虫の鑑定(15件)、木材の材質試験、樹病検査、ポリフェノール分析試験など、計243件(平成18年度:185件)の依頼があり、その分析及び鑑定を実施。 研修生受け入れ数の推移 <table border="1" data-bbox="459 891 943 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託研修生</td> <td>109</td> <td>109</td> <td>95</td> <td>114</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>海外研修生 (JICA等)</td> <td>79 (198)</td> <td>70 (228)</td> <td>60 (277)</td> <td>56 (239)</td> <td>49 (327)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>188 (307)</td> <td>179 (337)</td> <td>155 (372)</td> <td>170 (353)</td> <td>141 (419)</td> </tr> </tbody> </table> など		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	受託研修生	109	109	95	114	92	海外研修生 (JICA等)	79 (198)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	49 (327)	合計	188 (307)	179 (337)	155 (372)	170 (353)	141 (419)	<ul style="list-style-type: none"> 海外研修生の受け入れが年々減少しているようにみえる。予算措置を含めて、内外研修生の受け入れや国際協力体制について一層の整備を望みたい。
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度																					
受託研修生	109	109	95	114	92																					
海外研修生 (JICA等)	79 (198)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	49 (327)																					
合計	188 (307)	179 (337)	155 (372)	170 (353)	141 (419)																					

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

・ 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表によると、平成17年度の基準値6,272,070千円に対し、19年度6,224,284千円(1.5%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始から経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川口 恭一)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)効率的・効果的評価システムの確立と反映	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	
(4)産学連携、協力促進強化	A	A	
(5)国際機関等との連携促進強化	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	
(3)行政との連携	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	
(5)専門を活かした社会貢献	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	-	
(3)重要資産の譲渡等	-	A	
(4)剰余金の使途	-	-	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	
(3)積立金処分	-	-	
(4)情報公開と保護	A	A	
(5)環境・安全管理推進	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「大項目の評価結果」のすべてが「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進んでいると認められることから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発支援部門の効率化及び充実高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務業務の効率化、高度化 本部においては、決裁事務を見直し、決裁者の数を減らして業務を効率化。研究所等においては、旅行命令者の権限の一部を事業所長等に委任し、業務を効率化。 アウトソーシングの促進 既の実施している各種業務に加えて、微生物等の同定・査定の業務等についてコスト比較を勘案しつつアウトソーシングを実施。 調査船の効率的運用 研究所から提出された平成20年度調査計画を本部で精査・調整したうえで、効率的な運行計 	<ul style="list-style-type: none"> 調査船の運航率は90%を超えるなど効率的に運用されている。調査船一隻が除籍されたが、自前の調査能力を保持することは重要であるため、今後とも慎重に検討し判断された。 研究開発業務のアウトソーシング業務には、調査検討など(計測、分析以外のもの)も含まれるが、コストのみでなく、業務内容の適切性も考慮してアウトソーシングを行うべきである。

		画を作成し、可能な限り共同調査及び多目的調査の実施に努めた。 など	
水産物の安定供給確保のための研究開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 環境変動がカタチイワシ資源の再生産に及ぼす影響の定量的把握、イワシ類の産卵戦略の相違点の把握、スケトウダラ日本海北部系群の加入量に及ぼす諸要因の把握、スルメイカ日本海系群の資源変動と南下回遊ルートの変化の関係把握、及びサンマの加入量推定精度の向上等の成果を確実にあげた。 複数種の資源管理に向けて、漁獲統計、調査船調査、飼育実験などの分析結果をもとに、環境収容能力の推定や生態系モデルの構築が行われるとともに、管理手法の高度化に向けて、産卵や成長などの生物学的パラメータの推定、資源変動モデルの構築とシミュレーションによる分析の実施、及び漁業管理方策の社会経済的視点による分析法の開発等の成果をあげた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続的かつ詳細な調査、管理法、シミュレーション、生物学的解析、最新手法の導入など、総合的に研究を進めており、水研センターらしい研究が多く、高く評価できる。小課題数や項目数が多いため総合点の平均となってしまうが、S評価に近いA評価である。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技術を活かして 203 件の分析・鑑定を実施。 諸機関を対象として、KHV 病診断技術研修会等の講習会や研究会を 57 回開催。 センターが持つ高度な学術、技術を普及するため各種講習会等への講師派遣依頼には積極的に対応するとともに、国内外からの研修生も積極的に受け入れ。 FAO(国際食糧農業機関)、SEAFDEC(東南アジア漁業開発センター)、NPAFC(北太平洋遡河性魚類委員会)等へ職員を引き続き派遣し、諸会議への参加や専門家の海外派遣など積極的に対応。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講習会や研究会が計画以上に実施されており、多数の研修生の受け入れや諸問題に対応する委員派遣など社会貢献が活発に行われており、高く評価できる。
施設及び船舶整備に関する計画	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 第二期中期計画中の施設整備5か年計画に基づき、中央水産研究所における遺伝子組み替え魚介類検査室新設工事を含め、本年度整備計画9案件中7案件は計画通りに完工。2案件については、施工開始後に岩盤の露出等の原因により工事が遅延したため、財務省に明許繰越工事の許諾を得て、平成 20 年5月末及び7月末完工予定。 西海区水産研究所の陽光丸代船建造等についての検討を進め、平成 20 年度予算要求を行った。その結果、総額 5,348,604 千円の国庫債務負担行為の内示を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備5か年計画に基づき、施設整備が計画的に行われていることは評価できる。 センターの業務を遂行するためには、船舶は必要不可欠であり、老朽化した船舶の代船建造について国庫債務負担行為の内示を得たことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 7,729,554 千円に対し、19 年度 7,813,435 千円(0.4%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木下寛之)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 指定乳製品及び指定食肉の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。2 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業、畜産業の振興に資するための事業についてその経費を補助すること。3 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。4 野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助すること。5 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し並びに甘味資源作物及び国内産糖交付金の交付を行うこと。6 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売渡し並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。7 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://alic.lin.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)業務運営能力等の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(6)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務	—	—	—	—	A	A	
(5)蚕糸関係業務	A	A	A	A	A	A	
(6)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国内産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業					A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A	A	A	A	
5.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
6.重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。この結果、平成19年度の業務は、中期計画が変更されており、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 当該事業年度に計画した具体的な削減額と実績との対比	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(退職手当を除く)については、人件費の抑制等を通じて、平成14年度比で20%抑制。 平成15年度に策定した「効率化方針」に基づいた業務運営の効率化による経費の削減を図るため、平成19年度目標の達成に向けて、経費の支出状況を定期的に確認。 	a(達成度合いは90%以上であった)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 ホームページの活用等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度のアクセス件数は519万4千件で、年度計画の目標値(140万件)の達成率は371%。 	a(達成度合いは100%以上であった)
その他省令で定める業務運営に関する事項			
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各部門の業務実績を毎月把握。 また、砂糖・でん粉に係る制度改正に適切に対応するため、本部組織を見直すとともに、鹿児島事務所を設置し、5事務所及び3出張所を廃止。こうした組織変更に対応し職員を適正に配置。 	a(方針通り順調に実施された)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の利益剰余金については、補給金等勘定(平成18年度末約252.8億円、19年度末約271.4億円)、畜産勘定(18年度末約41.4億円、19年度末約44.4億円)、野菜勘定(18年度末約1.2億円、19年度末約1.2億円)となっている。本法人の利益剰余金については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。」との指摘を行った。評価結果においては、当期総利益の発生要因等は明らかにされており、利益剰余金の発生要因の大部分は把握することが可能であるが、これまで生じた利益の累計である利益剰余金の分析がされることがより望ましい。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、保有の必要性など業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で131.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオブ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだ。なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレズ指数は、昨年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、管理職割合の高さが挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、ウ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中川 坦)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nounen.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができると。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(5)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金					A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の全ての中項目について、A評価となった。これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託機関の業務量を把握し、毎年約60万件と膨大な量となっている「現況届」について、業務受託機関の意見を踏まえ、様式を改善。さらに、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」を業務受託機関の職員が容易に現況届の内容を理解できるよう改正し、事務処理能力の向上と業務量を軽減。 業務受託機関において申出書の処理状況が直接確認できるようにするため、電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月末から運用を開始。 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、ウイルス対策に関する指摘を踏まえ、感染リスクを低減させるためウイルス検索を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託機関の意見を踏まえて現況届の様式が改善され、業務量の軽減が図られている。引き続き、業務量削減の観点から申出書等の様式の改善について検討することが望まれる。 申出書処理状況管理システムの運用が開始されるなど、電算システムの開発・整備については計画どおり順調に実施されている。今後とも、実施状況のフォローアップを確実に進めよう努められたい。
業務運営能力の向上等	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新任職員を対象に農業者年金制度、中期計画、資格・給付業務の内容等に関する研修を実施し、制度等の理解が図られた。(対象職員21名全員参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されている。今後とも、研修内容の理解度の確認を行い、当該確認結果を次の研修に活用する

		<ul style="list-style-type: none"> 「加入者10万人早期達成3カ年計画」(以下「3か年計画」という。)の2年目に向けて、加入推進の手法についての研修を実施(参加者19名)。 資産運用の専門家を講師として4月から7月にかけて資産運用に関する研修を実施(参加者延べ151名)。 <p style="text-align: center;">など</p>	<p>などの工夫をするとともに計画的に研修等を行うことにより、基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上等に努められたい。</p>								
評価・点検の実施	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、平成18年度計画実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成20年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 ① 加入推進部長への特別研修の成果を上げるため、理事長名による「加入推進取組のお願い」を全国の加入推進部長に送付 ② 農業者年金制度を広くPRするため、農業関係新聞3紙に広告を掲載。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価・点検の実施については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。 								
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。 ① 被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。 ② 受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の運用に当たっては、安全性・効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に引き続き努められたい。なお、経年による運用環境の変化に応じ、資産構成割合の見直しが適切に行われている。 								
制度の普及推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における加入推進体制をより強化するとともに都道府県段階の業務受託機関による指導強化を図るため、「3カ年計画」に基づいて「平成19年度加入推進特別対策」を実施し、地域における加入推進活動の指導的リーダーとなる加入推進部長(農業委員・JA役員など)を設け、加入推進部長を対象とした特別研修会を全国15会場で開催(参加人数1,487人)。 <p style="text-align: center;">など</p> <p>年度別新規加入者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>2,296人</td> <td>4,173人</td> <td>181.8%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	対前年度比	新規加入者数	2,296人	4,173人	181.8%	<ul style="list-style-type: none"> 制度の普及推進については、平成19年度の新規加入者数が目標の9割に達しないため、評価指標に基づきb評価としたところであるが、平成19年度の新規加入者数が前々年度の2.5倍、前年度の1.8倍と過去の加入実績から大幅に増加していることを踏まえると、評価しうるものである。今後は、認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に実施するなど、メリハリのきいた普及推進活動等を効率的・効果的に実施するなどの工夫により、「加入者10万人早期達成3カ年計画」を確実に達成されるよう努められたい。
	18年度	19年度	対前年度比								
新規加入者数	2,296人	4,173人	181.8%								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準については、平成24年度までに対国家公務員地域別指数を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組まれない。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(5)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
(6)情報処理システムの効率的・段階的な開発・運用	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報提供及び意見反映	A	A	A	A	A	A	
(3)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	-	-	-	-	A	
(3)業務収支の均衡	A	B	A	A	A	B	
(4)責任準備金の適切な計上	-	-	A	A	A	A	
4.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	A	
6.重要財産の譲渡等	A	A	-	-	-	A	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.施設及び設備に関する計画	A	A	-	-	-	A	
9.人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	B	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、一部の小項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。今後とも役職員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待する。なお、本年度においてS評価、D評価となる項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等										
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の削減(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く) <table border="1"> <tr> <td>14年度予算(A)</td> <td>110,109 百万円</td> </tr> <tr> <td>19年度決算(B)</td> <td>76,397 百万円</td> </tr> <tr> <td>削減率(B-A)÷A</td> <td>▲ 30.6%</td> </tr> <tr> <td>参考 14年度決算(C)</td> <td>77,211 百万円</td> </tr> <tr> <td>削減率(B-C)÷C</td> <td>▲ 1.1%</td> </tr> </table> 削減要因(14年度予算対比) <ul style="list-style-type: none"> ①保険事業費(農業・漁業の保険金等)及び保証事業費(林業の代位弁済費等)が、それぞれ 14.8%、35.6%の減となったこと。 ②貸付事業費(19年度580億円)については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、36.6%の減となったこと。 	14年度予算(A)	110,109 百万円	19年度決算(B)	76,397 百万円	削減率(B-A)÷A	▲ 30.6%	参考 14年度決算(C)	77,211 百万円	削減率(B-C)÷C	▲ 1.1%	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の削減については、数値的に大幅な削減が行われているが、その太宗を占める貸付事業の減少については、認定農業者等担い手向け融資等の取組は行われているものの、長引く低金利情勢により低利資金の有利性が薄れたこと等外的要因による減少が大きなものとなっている。
14年度予算(A)	110,109 百万円												
19年度決算(B)	76,397 百万円												
削減率(B-A)÷A	▲ 30.6%												
参考 14年度決算(C)	77,211 百万円												
削減率(B-C)÷C	▲ 1.1%												
内部監査の充実	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 信用基金における内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の充実については、内部監査体制の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備する等内部監査体制の充実のための取組が行われている。 										
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。(処理状況(標準処理期間内の処理割合)) <ul style="list-style-type: none"> 農業 <ul style="list-style-type: none"> 保険通知の処理・保険料徴収:99% 保険金支払審査:100% など 林業 <ul style="list-style-type: none"> 保証審査:94% 代位弁済:89% など 漁業 <ul style="list-style-type: none"> 保険通知の処理・保険料徴収:100% 保険金支払審査:95% など 	<ul style="list-style-type: none"> 取組は適切である。 										
経費節減	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)については、763億97百万円の支出であり、平成14年度予算対比で30.6%の削減。また、一般管理費については、19億39百万円の支出であり、平成14年度予算対比で27.1%の削減。 当期損益は、事業費は対前年度比で13億32百万円減少したが、政府事業交付金収入及び補助金等収益がそれぞれ対前年度比8億99百万円及び2億8百万円減少したこと、引当金等繰入が15億29百万円増加したこと等により、13億円の損失となった。この結果、利益剰余金(積立金)は、73億79百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金の増加要因は、主として外的要因の影響であると考えられるもの又は一般管理費の抑制によるものであり、経費の縮減に取り組んでいる。 										

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 求償権の回収について、貴委員会の評価結果においては、回収金収入の設定目標の達成度合が、対象となっている3業務(農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務)全体で93%ということでA評定(設定した目標が達成された)と評価している。しかしながら、3業務のうち、農業信用保険業務での達成度合が85%、林業信用保証業務での達成度合が72%であり、90%という数値目標を達成しておらず、当該2業務においては、A評定と判断できる基準を達していない。各業務において、勘定が区分されている法人の特性を考慮しても、全体の数値で90%を達成したことをもってA評定とするという説明にとどまらず、個別業務ごとに目標数値の妥当性を吟味した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人緑資源機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:前田 直登(～平成19年9月30日)、町田 治之(平成19年10月1日～))
目的	農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。
主要業務	1 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、林道の開設又は改良の事業、及びその林道についての災害復旧事業を施行し、合わせて維持、修繕その他の管理。2 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、森林の造成に係る事業。3 2に該当する地域のうち政令で定める特定地域の区域内において、当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められる事業(特定地域整備事業)。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人:— 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	B	*	*	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価。(15年度はA、B、Cの3段階評価) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H19年度及び第1期中期目標期間の総合評価は、評価を受けるべき機構は既に解散しているところであるが、不祥事案を引き起こし、遂には解散に至ったことについての機構の社会的責任の大きさを踏まえれば、今回、機構に代わり評価を受けることとされた法人に対して、機構に対する総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えで一致したことから、文章により示すこととしたとされている(下記2.(1)参照)。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	B	D	D	
(1)業務運営の効率化による経費の抑制	a	a	a	a	d	d	
(2)執行体制の整備	a	a	a	d	d	d	
(3)業務の効率的処理	a	a	a	d	d	d	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	B	-	-	
(1)水源林造成事業	A	A+	A	A	a	a	
(2)緑資源幹線林道事業	A	A	A	B	d	d	
(3)特定中山間保全整備事業	A	A	A	A	a	a	
(4)農用地総合整備事業	A	A	A	A	a	a	
(5)海外農業開発事業	A	A	A	A	a	a	
(6)情報提供の充実	A	a	a	a	b	b	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取組み(造林勘定)	a	a	a	a	a	a	
(2)収支相償を図るための取組み(造林勘定)	a	a	a	a	a	a	
(3)負担金等の徴収を確実に実施するための取組み(林道勘定)	a	a	a	a	a	a	
(4)収支相償を図るための取組み(林道勘定)	a	a	a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	C	C	
5.重要な財産の譲渡に関する計画	-	-	-	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
(1)剰余金の処分(造林勘定)	-	-	-	-	-	-	
(2)剰余金の処分(林道等勘定)	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	D	D	D	
(1)人事に関する計画	a	a	a	d	d	d	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

- 機構については、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至った。分科会は、昨年度の評価において、「機構の実施している事業に関する目的・結果について、その意義を認めつつも、事業を実施する主体としてはその適格性を欠くものと言わざるを得ない」と意見を述べたところであるが、その後、談合事件の裁判の判決において同事件の反社会性が指弾されたほか、事業実施主体の解散により、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を生じさせている。機構は、託された業務の大半を中期計画に基づいて順調に推移させてきたほか、新技術や新工法も開発してきており評価すべき点もある。しかしながら、分科会としては、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化による経費の抑制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の一般管理費については、前年度と同様に計画的な要員の削減により人件費の削減を図った。また、前年度に引き続き通信運搬費、委託費、賃借料等の節減及び競争原理の活用による調達コストの削減を図った。この結果、一般管理費の削減目標の13%以上に対して、18.3%の削減を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本大項目(3評価単位)は業務運営の効率化に着眼して評価を行うものであるが、談合事案の発生及びその結果として組織の廃止に至ったことの結果責任は余りにも重大であり、共通の業務運営の効率化への取組を確認しつつも、厳しい評定とせざるを得ない。 法人から聴取したコンプライアンスの強化等改善措置による成果の発現に努めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって適正な業務運営に取り組まれない。
執行体制の整備	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務の効率化を図るために必要な会計処理システムが整備されたことに伴い体制を整備。 特定中山間保全整備事業で、全体実施設計を経て平成19年度に着工した邑智西部区域において、邑智西部建設事業所を現地に開設。 平成19年度から着手する南富良野区域においては、全体実施設計を効率的に進める観点から、現地に南富良野調査事務所を新設。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度に計画した機動的な組織の整備に努めてきたことを確認したが、事業執行型の法人としての生命線とも言える契約・入札業務の公正な運営を欠き、談合事件を引き起こして組織の解散に至ったことを踏まえれば、厳しい評定とせざるを得ない。 談合事件を受けて講じた改善処置による成果の発現を早期に求めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって取り組まれない。
緑資源幹線林道事業(事業の重点化の実施)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中に10区間を完成させることとしており、平成15年度3区間、16年度1区間、17年度3区間、18年度2区間、19年度1区間の計10区間、計画どおり完成。 「あり方検討委員会」の検討結果が公表された時点から、関係者への説明や事前調整を始めるなど、相応の取り組みに着手しており、20区間のうち平成16年度4区間、17年度9区間、18年度5区間、計18区間の変更手続きを完了。20区間のうち、残り2区間については、これまで実施計画の変更に向けて、関係市町村及び道県との調整を行ってきたところであるが、緑資源幹線林道事業が平成19年度限りで廃止されることとなったため、実施計画の変更手続きを行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果の早期発現が求められていながら、談合事件の発生により事業が頓挫したことの影響は重い。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度～平成19年度については、本部の組織整備や地方組織の統廃合や事業の進展状況を踏まえて、機動的に職員を適切に配置。平成18年度に発生した入札談合事件については、入札制度等改革委員会の中間取りまとめ結果を受けて、平成19年4月1日付けで組織規程の一部を改正し、より牽制体制を強化した組織及び人員の配置とした。機構の入札談合再発防止対策等委員会の検討内容の結果等を踏まえて、適切に対応。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今期、談合事件を引き起こし、元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の業務実績に関する評価は、「独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準」(平成16年6月1日)に基づき評価が行われ、総合評価についても各評価単位と同様にA、B、Cによる評定が行われてきたところである。貴評価委員会が行った平成19年度の業務実績に関する総合評価においては、昨年度までのA、B、Cによる評定は用いず、文章で記載されており、これについて、本法人が不祥事から廃止に至ったことについての本法人の責任の大きさを踏まえ、総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えが示されている。しかしながら、これまでに廃止された法人(農業者大学校)に対して行われた総合評価が廃止前年度までの評価と同様の方法により行われたこと、また、評価の継続性の確保について配慮されていないことから、当委員会として、貴委員会の判断について異議なしとすることはできない。さらに、総合評価の内容は、本法人が適正な業務運営を怠った結果、組織の廃止に至ったことの結果の重大性について言及しているものの、中期目標に係る各事業の総合的な業績や不祥事が業績にどのような影響を与えたのかについて十分に言及されていない。これらについて客観的に分析を行った上で、貴委員会としての見解を国民に対し十分に説明すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で114.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(単身赴任手当受給者比率が高いこと)が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。